

事業者向け

令和 7 年 4 月 1 日現在

都留市には、次のような独自の補助金制度がありますので、ご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
1	都留市ふるさと納税返礼品 新商品企画開発支援補助金	ふるさと納税による都留市への寄附の拡大、地域活性化や地域産業の振興に繋げるために、新たな返礼品の企画開発を行う事業者を支援します。	次のいずれかに該当する方 ・ 市内に住所を有する個人事業主（ただし、同一世帯員に市税を滞納している者がいない方） ・ 市内に事業所を有する法人（ただし、市税を滞納していない法人）	○対象事業 ・ 新たなふるさと納税返礼品として商品を開発する事業 ・ 新たなふるさと納税返礼品としてサービスを開発する事業 ○補助額 対象経費の 3 分の 2（上限 200 万円）ただし、1 事業者につき、申請は同一年度内に一度まで。 1 回の申請で複数の返礼品開発に係る経費の申請が可能です。	企画課 ふるさと納税戦略室
2	6 次産業化推進事業補助金	市内の事業者が新たに都留産農畜産物を活用した加工品を開発し、または加工施設、販売施設若しくは提供施設を整備する場合に要する経費を助成します。	市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営むもの、または市内事業者により組織される団体	補助金の額： ①は補助対象経費の 1/2（上限 100 万円） ②、③、④は補助対象経費の 1/3（上限 100 万円） 補助対象事業： ①加工品開発（都留産農畜産物を活用した加工品の開発及び販路開拓等に要する経費） ②加工施設・機械整備（都留産農畜産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経費） ③販売施設整備（都留産農畜産物及びその加工品を積極的に販売する施設及び什器等の整備に要する経費） ④提供施設整備（都留産農畜産物を活用した調理品を積極的に提供する施設及び什器等の整備に要する経費）	産業課 農林振興担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
3	認定農業者利子補給金	雪害により被災した農業施設を復旧させるため「山梨県農業施設復旧支援対策資金」を融通する場合においてその利子の一部を補助します。	「山梨県農業施設復旧支援対策資金」を借入れた農業者	毎年1月1日から12月31日までの期間につき、利子補給率（0.2%以内）ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額）に対し、それぞれ当該利子補給率（0.2%以内）の割合で計算した金額の合計額	産業課 農林振興 担当
4	農林水産物地産地消推進事業補助金	農林水産業により地域の活性化を図るための地産地消推進事業を実施する者に対して、補助金を交付します。	①市内の共同直売所に農林水産物を出荷している方 ②市内の農業者同士で協力し、農林水産物を市内で販売している方 ③市内の学校給食センターに農林水産物を出荷している方 ④市内の生鮮食料品などを扱う販売所に農林水産物を出荷している方 ⑤道の駅つる生産者組合組合員 ⑥新たに営農を開始する方のうち、前各号のいずれかに該当する見込みである方	助成金の額： ①農林産物の直売事業 直売所に出荷するための資材など（マルチ等）の購入費を助成 補助対象経費の1/2（上限5万円） ②端境期品揃対策事業 端境期に販売する農産物の生産に必要な資材（ハウスなど）の購入費を助成 補助対象経費の1/2（上限20万円） ③生産規模拡大事業 営農の規模拡大や新規に就農するのに必要な資機材の購入費を助成 補助対象経費の1/2、規模拡大面積1aにつき1万円 ※市内で購入したもの又は市内の業者に支払った工事費に限る ※国又は県から同様と認められる補助金等を既に受けている場合は対象外	産業課 農林振興 担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
5	富士湧水野菜生産振興補助金	水かけ菜をはじめとする地域特産物の生産農家に対し、対象作物の作付面積に応じてその生産費用の一部を助成します。	水かけ菜、水ねぎ及びわさび等の富士湧水を利用した伝統的な栽培方法と同様な方法によって生産された作物を生産する方で、①から③のいずれかに該当する方 ①道の駅つる生産者組合へ生産者登録を行っていること ②共同直売所及び生鮮食品などを扱う販売所に作物を出荷していること ③個人又は法人へ作売り(畝売り)を行っていること	補助対象作物を作付けした農地の面積に 1 アールあたり 3,000 円を乗じて得た額 ※補助対象作物の全部又は一部を「道の駅つる」へ出荷している場合には 1 アールあたり 6,000 円を乗じて得た額	産業課 農林振興 担当
6	高収益作物導入事業費補助金	市内農家が果樹栽培を新規に開始するために要する経費を助成します。	市内において販売目的の果樹を現に栽培し、又は栽培する見込みのある者であって、次のいずれかに該当する方 (1)市内に住所を有し、市内で事業を行う個人事業主 (2)市内に事業所を有する法人 (3)本市のふるさと納税返礼品取扱事業者または取扱事業者となる見込みのある事業者	補助金の額： ①果樹園整備事業 果樹を栽培するための新たなほ場の整備に要する経費（苗木、資材、肥料及び設備代等）に次の補助率を乗じた額 (1)ブドウ・モモ・スモモを栽培する場合 5/10 とし、整備するほ場の面積 1a 当たり上限 9 万円 (2)その他の果樹を栽培する場合 4/10 とし、整備するほ場の面積 1a 当たり上限 4 万円 ②果樹園管理事業 果樹園整備事業で整備したほ場の整備の翌年度以降の管理に必要な経費（資材、肥料代等）の合計額の 1/2 以内とし、果樹園整備事業で整備したほ場の面積 1a 当たり上限 5 千円	産業課 農林振興 担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
7	民有林整備事業費補助金	森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮し、森林からもたらされる恩恵を後世に渡って享受するため、健全で活力ある優良な森林の造成を目指して森林整備事業を実施する者に対して補助金を交付します。	①市内に森林を所有する者 ②市内に事業所又は営業所を有する意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体	①小規模森林整備事業 補助金の額：小規模森林（0.05ha 以上）において行う除伐又は間伐に要する経費（上限：1ha あたり 40 万円） ②危険木伐採事業 補助金の額：危険木※の伐採、撤去又は処分に要する経費の 1/2 以内（上限：20 万円） ※登記地目が田・畑・原野・山林・雑種地のいずれかで、かつ、現況が山林の土地にある立木で、倒木によって樹高と同等の距離の範囲にある建築物等に被害を与える恐れのあるものに限りま す。 ③危険林整備事業 補助金の額：危険林（0.01ha 以上）における危険木の伐採、撤去又は処分に要する経費（上限：1ha あたり 30 万円） ④生活保全林整備事業（侵入竹等の除去） 補助金の額：生活保全林（0.1ha 以上）における侵入竹等の除去に要する経費（上限：1ha あたり 30 万円） ⑤生活保全林整備事業（緩衝帯の整備） 補助金の額：生活保全林（0.1ha 以上）における針広混交林若しくは広葉樹林造成又は緩衝帯の整備に要する経費（上限：1ha あたり 70 万円）	産業課 農林振興 担当
8	創業者支援利子補給金	市内で創業する事業者・個人が、創業のため金融機関から融資を受けた場合、借入額に対する利子の一部を補助します。	市内で創業する事業者・個人	補給金の額：融資のそれぞれにおいて算出した利子とし、同一法人及び個人に対して、利子として支払われた額（上限 10 万円）	産業課 商工観光 担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
9	小規模商工業者事業資金利子補給金	市内小規模商工業者が経営安定のため融資を受けた場合、借入額に対する利子の一部を補助します。	市内小規模商工業者	補給金の額：融資のそれぞれにおいて算出した利子の 50%とし、同一法人及び個人に対して、利子として支払われた額（上限 10 万円）	産業課 商工観光 担当
10	特許権等取得促進助成金	特許権及び実用新案権の取得を行おうとする者に対し助成金を交付します。	特許権及び実用新案権の取得を行おうとする市内に住所登録のある個人・法人	助成金の額：①、②の金額の 1/2 以内の額 ①特許権 特許法等関係手数料令第 1 条 2 項の表 6 に規定する出願審査の請求に係る 1 件当たりの納付すべき手数料 ②実用新案権 特許法等関係手数料令第 2 条第 2 項の表 4 に規定する実用新案技術評価の請求に係る 1 件当たりの納付すべき手数料 ※同一の申請者が一の年度中に申請できる件数は 3 件を限度とする	産業課 商工観光 担当
11	空き店舗・空き工場活用促進事業補助金	都留市のホームページに載っている「空き店舗・空き工場」を利用して事業をする者に賃借料の一部を助成します。	都留市のホームページに載っている空き店舗・空き工場を利用して、1 年以上営業する方	補助金の額：空き店舗・空き工場賃貸料（上限 2 万円） ※交付対象期間は 6 ヶ月 ・空き店舗の活用にあたっては、小売業・飲食店・サービス業を業とすること。ただし、風俗業等は除く。 ・空き工場店舗の活用にあたっては、製造業等を業とすること。ただし、公害等の社会問題を抱えるものは除く。	産業課 商工観光 担当
12	高齢者雇用奨励金	65 歳以上の高齢者を 1 年以上継続して雇用する事業主に対し、雇用 1 人につき 12 万円を支給します。	65 歳以上の高齢者を 1 年以上常用で新たに継続雇用した市内事業所	奨励金の額：雇用 1 人につき 12 万円	産業課 商工観光 担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
13	「つる観光戦略」推進施設整備事業補助金	つる観光戦略に掲げる「観光資源活用戦略」の振興と市民のシビックプライドの醸成を図るため、市内の地域資源を活用した観光振興のために必要と認められる施設の整備を行う者に対して補助金を交付します。	①市内の観光施設及び宿泊施設等の観光関連事業を運営する事業者 ②市内に土地又は建物を所有する方	補助対象事業： つる観光戦略で掲げる「観光資源活用戦略」の推進に資する事業であって、原則として不特定多数の観光客が無償で使用できるもの。 補助金の額：補助対象事業に要した金額の 1/2（上限 100 万円）	産業課 商工観光担当
14	シルバー産業等製品開発支援事業補助金	シルバー産業、ヘルスケアビジネスに係る新製品・新技術について、研究開発又は市場参入に係る当該経費の一部を補助します。	市内の中小企業者及び個人事業主	補助金の額： ①調査研究費 補助率 1/2 上限 20 万円（2 ヶ年まで） ②試作開発費 補助率 1/2 上限 30 万円（2 ヶ年まで） ③市場参入費 （1）知的財産権を有するもの 補助率 1/2（上限 100 万円） ※1 年のみ （2）（1）以外のもの 補助率 1/3（上限 50 万円） ※1 年のみ	産業課 商工観光担当
15	地域経済循環創造事業補助金	地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、市内の民間事業者等が事業化段階で必要となる初期投資費用を助成します。	国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づく地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施する民間事業者	補助金の額：補助対象経費から融資額を除いた額とし、1 事業当たり次に掲げる額を超えないものとする。 （1）融資額が補助金額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合 2,500 万円 （2）融資額が補助金額の 1.5 倍以上 2 倍未満の額の場合 3,500 万円 （3）融資額が補助金額の 2 倍以上の額の場合 5,000 万円登記地目が田・畑・原野・山林・雑種地のいずれかで、かつ、現況が山林の土地にある倒木の危険性の高い立木	産業課 商工観光担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
16	地域総合整備 資金	金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、地域づくりの推進に寄与するため、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金の貸付を行います。	民間事業者等（法人格を有する団体） ただし、金融業を営む者（銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等）を除く	貸付額： (1)通常施設 限度額 15 億円 (2)地域再生計画認定地域内 限度額 25 億円 交付対象経費：財団要綱に規定する以下の費用 ・設備の取得等に係る費用 ・試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用	産業課 企業誘致 推進室
17	企業立地支援 金	市内で事業所等を新設、増設等を行う企業に対し支援金を交付します。	市内に事業所等を設ける法人（対象業種あり）	支援金： ①土地を除く固定資産税額（新設は 5 年間、増設は 3 年間） ②上下水道使用料（1～3 年目は使用料の 75%、4～6 年目は 50%、7～9 年目は 20%を支援） ③合併処理浄化槽設置費の 2/3 以内（上限 1,000 万円） ④雇用創出 20 万円/人（上限 200 万円） ※支援金の上限額は 5,000 万円/年	産業課 企業誘致 推進室
18	産業集積促進 助成金	市内で製造業等の立地事業を行う者に対し、土地を除く投下資産額の一部を支援します。	市内で製造業等、本社機能移転等、情報通信業等、オフィス設置事業、宿泊施設の立地事業を行う者（対象要件あり）	助成金の額：土地を除く投下資産額×助成率（上限 15 億円） ※助成率及び上限額は立地事業内容に応じ決定。	産業課 企業誘致 推進室

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
19	介護人材確保 支援事業補助 金	介護職場未経験者等 が介護職に就業する ために要する費用、 介護職員初任者研修 の受講等に要する費 用、介護支援専門員 等が資格取得及び更 新等に要する費用、 従業員の安全確保の ために事業所が要す る費用を助成しま す。	①介護事業所で働 いている方（働 く見込みのある 方） ②主任介護支援専 門員・介護支援 専門員 ③市内事業所	①（ア）介護職場未経験者等雇用 支援金 介護職に就業するために要 した額の 2/3（上限 10 万円） ①（イ）介護職員初任者研修助成 支援金 介護職員初任者研修を受講 するために要した費用（上限 10 万円） ②介護支援専門員等研修費助成 金 介護支援専門員等の資格の 取得及び資格更新のために研 修等を受講する場合に要した 費用に 2/3 または 1/3 を乗じ た額 ③訪問介護・訪問看護サービス 安全確保事業費補助金 暴力行為などに起因して 2 人以上で訪問を行う場合にサ ービス種類・サービス区分に 応じた補助基準額の 2/3（10 円未満切り捨て）	長寿介護 課 介護保険 担当
20	公共下水道整 備費補助金	宅地分譲による造成 等を行う者が、下水 道管きよ等の布設整 備を行う場合におい て、下水道整備に係 る経費のうち材料費 用について補助金を 交付します。	下水道計画区域内 で、その一端が都 留市公共下水道の 設置されている公 道又は設置が予定 されている公道に 接続している土地 において、宅地分 譲等を行う事業者	補助対象整備：①・②の要件を 満たすこと ①分譲区画数が 2 区画以上、か つ、2 区画以上が公共下水道 に面していない土地における 下水道整備 ②原則として自然流下による汚 水の排除が可能な下水道整備 補助金の額：当該下水道整備に 必要と認められる材料の市積算 単価により算出した額と補助金 交付申請額の少ない方の額（千 円未満切り捨て）	上下水道 課 下水道担 当